

飯豊町スポーツ大会出場補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する団体及び個人に対し、飯豊町スポーツ大会出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、生涯スポーツの振興と競技力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、個人競技においては飯豊町に居住する者、団体競技においては飯豊町に所在する団体で、大会の開催要項に基づき登録した選手及びそれに随行する監督・コーチとする。

(補助対象大会)

第3条 補助対象となる大会は、国、県、財団法人日本体育協会加盟団体、またはこれに準ずる団体が主催し、県大会の予選会を経て山形県代表として出場する大会とする。

(補助金対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、大会出場に係る参加費、交通費及び宿泊費とし、飯豊町一般職の職員等の旅費規程に準じて積算するものとする。ただし、宿泊費は別表宿泊料に定める額を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（個人、団体の代表者または選手の代表者。（以下「申請者」という。）は、飯豊町スポーツ大会出場補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて申請しなければならない。

2 同一の申請者による補助金交付の申請は、同一年度内において1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、当該大会終了後速やかに実績報告書（様式第3号）に係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 補助金の交付を受けた場合であっても、次に該当した場合は、交付額の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 交付決定者が虚偽の申請により不正に補助金の交付を受けたとき。
- (2) 大会への参加を中止したとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

(別表)

区 分	宿泊費の限度額	備 考
大 人	10,900円	高校生以上
小 人	8,720円	大人の8割